

○厚生労働省告示第七十七号

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第二十六号）の施行に伴い、及び救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第五項の規定に基づき、救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第五項の厚生労働大臣の指定する薬剤は、エピネフリン（エピネフリンを自ら注射するための製剤を交付されていない患者に対して当該製剤を投与する場合に限る。）とする。